

受付印

蓮田市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

不足額給付とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税に関し、令和6年所得が確定したこと等により、前年度に算定した調整給付(注)金額を加えてもなお、支給額に不足が生じる方などに対し、不足する額を支給するものです。

注：調整給付とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

蓮田市長

宛て

申請日 令和 年 月 日

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、令和6年1月2日以後に蓮田市に転入された方が使用するものです。

※申請書を受理した後、蓮田市が支給要件に該当するか審査を行い、該当する場合には住民登録された住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

【誓約・同意事項】 ※申請者は、全ての項目を確認し、自分で□にチェック(レ)してください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付(当初給付分)の額

② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

令和6年1月1日に住民登録していた住所

令和6年1月1日時点で、 住民登録されていた住所

裏面も必ずご確認ください

2. 代理申請を行う場合

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	電話 ()	
			年 月 日		
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名	印

提出書類・確認事項

- 『蓮田市定額減税補足給付金(不足額給付)申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。
 誓約・同意事項(表面中段) 署名(裏面下部)
- 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』
 ※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
(『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』がある場合は不要です。)
- 『本人・代理人の本人確認書類の写し(コピー)』
 ※ 運転免許証やマイナンバーカード等、本人・代理人の住所、氏名が確認できる書類の写し(コピー)を添付してください。

各種のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、確認書の送付ができません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者(署名)

本人確認書類等貼付用紙

本人・代理人 確認書類

※運転免許証、マイナンバーカード等の、住所、氏名が確認できる書類の写し(コピー)

※代理人による申請の場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付